

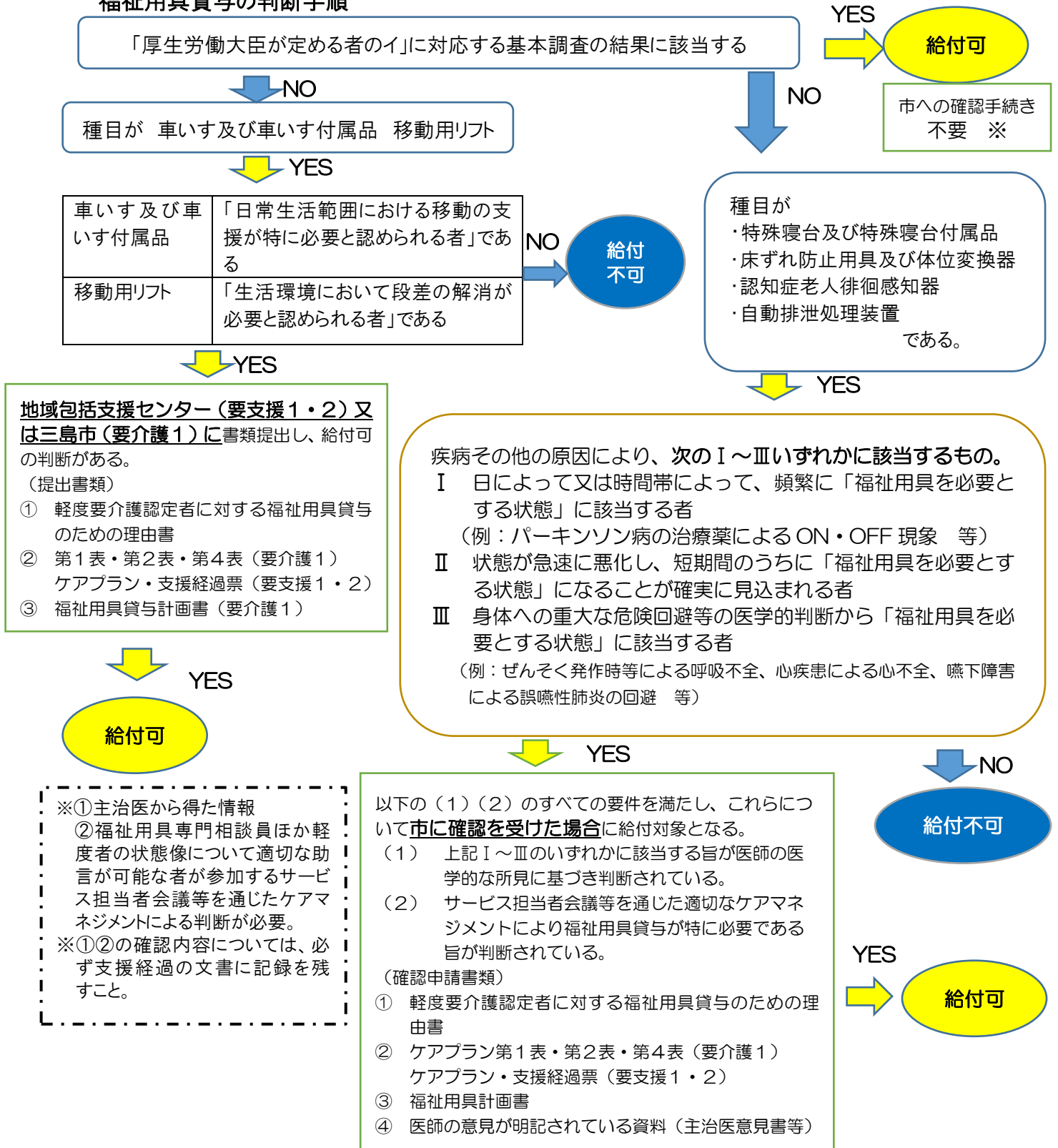
軽度者に対する福祉用具貸与フロー図

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する福祉用具貸与について(特例給付)

(ただし、自動排泄処理装置については、要介護2、3も含む)

対象福祉用具					
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知器	移動用リフト	自動排泄処理装置
<給付要件> 別表 に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

福祉用具貸与の判断手順



別表

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす 付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	(1) 基本調査1-7 「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査では該当項目がないため判断できない。 →サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより該当するか判断し、要支援1・2は各地域包括支援センター、要介護1は三島市介護保険課へ理由書を提出する。
特殊寝台及び特殊 寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	(1) 基本調査1-4 「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	(2) 基本調査1-3 「3. できない」
床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、基本調査3-2～3-7いずれか 「2. できない」 又は、基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外、 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト(つり 具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査では該当項目がないため判断できない。 →サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより該当するか判断し、要支援1・2は各地域包括支援センター、要介護1は三島市介護保険課へ理由書を提出する。
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」